

国立情報学研究所学認 LMS オプション機能先行利用 実施要領

〔2022年6月28日〕

〔学術コンテンツ課〕

改正 2024年2月16日

国立情報学研究所（以下、「研究所」という。）が実施する学認 LMS オプション機能（以下、「オプション機能」という。）の先行利用（以下、「本先行利用」という。）は、以下の要領で実施する。

（概要）

第1条 本先行利用は、本先行利用に参加する機関（以下、「参加機関」という。）に対して、研究所で開発中のオプション機能を先行的・試験的に提供し、オプション機能の改善及び運用に資することを目的として、研究所が別に定める「国立情報学研究所学認 LMS 運用規程」及び「国立情報学研究所学認 LMS 利用規程」に基づき運用されるものである。

（対象）

第2条 本先行利用の対象となるオプション機能については、別紙の通りとする。

（参加機関）

第3条 本先行利用への参加を希望する機関は、「国立情報学研究所学認 LMS 運用規程」に基づき、学認 LMS 及び先行利用するオプション機能の利用申請を行い、利用の承認を受けるものとする。

（参加機関の役割）

第4条 本先行利用における参加機関の役割は、以下の各号の通りとする。

一 研究所が実施する調査及び動作テスト等への実施に協力すること

（遵守事項）

第5条 参加機関は、以下の各号を遵守するものとする。

一 先行利用で登録したシステムの管理情報は適切に管理し、外部に漏洩しないようにすること

二 著作権等の第三者の権利を侵害するおそれのある行為をしないこと

三 プライバシーを侵害しないこと

四 著作権者等の定める利用条件に違反しないこと

五 ウイルス等を含む有害なコンテンツ等を登録しないよう適切な対策を行うこと

- 六 先行利用で作成したデータについて、参加機関の責任でバックアップすること
- 七 機密情報を登録する際は十分に注意すること
- 八 その他、各オプション機能の利用については研究所の指示に従うこと

(利用資格の取消し等)

第6条 研究所は、参加機関が、前条の遵守事項に違反した場合、又はその他の理由により必要と認める場合、当該参加機関に対して、その参加の承認を取り消し、又はその参加を停止することができる。

(変更・中止等)

第7条 研究所は、参加機関に事前に通知することなくオプション機能の変更・一時中止・終了を行う場合がある。

(免責事項)

第8条 研究所は、以下の各号に掲げた参加機関に生じた損害について、賠償の責任を負わないものとする。

- 一 先行利用で作成したデータが消失した場合
- 二 先行利用で登録した機密情報が外部に流出した場合

附 則

この要領は、2022年6月28日から実施する。

附 則

この要領は、2023年6月6日から実施する。

附 則

この要領は、2024年2月16日から実施する。

別紙

本先行利用の対象となるオプション機能は以下の通りである。

- 情報セキュリティ講座 受講履歴取得 API
- 研究データ管理講座 受講履歴取得 API
- 自機関限定コース作成機能
- 機関限定コースの共有機能
- ラーニングアナリティクス機能
- マイクロコンテンツ教材作成機能
- 自機関 LMS との LTI 連携
- 合成音声付き動画教材作成システム

以上